

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年5月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200489号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から令和2年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和2年6月までの標準報酬月額については、30万円を36万円とする。

平成30年9月から令和2年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から令和2年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月1日から令和2年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が30万円と記録されているが、請求期間の給与(各月35万円)から標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料が控除されているので、請求期間の標準報酬月額を36万円に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された給料支払明細書及び源泉徴収簿により、請求者が請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額(30万円)を超える標準報酬月額(36万円)に相当する報酬月額の支払を受け、当該オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える標準報酬月額(36万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管するA社に係る平成30年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている請求者の報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている上、日本年金機構が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届の受付日が、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の日となっていることから、年金事務所は、請求者の平成30年9月から令和2年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200611号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300007号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から令和元年6月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和元年5月までの標準報酬月額については、14万2,000円を28万円とする。

平成30年9月から令和元年5月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成3年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月1日から令和元年6月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私の育児休業期間である請求期間の標準報酬月額が低く記録されており、A社に確認したところ、同社が平成30年分の私の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を提出する際、誤った給与計算の基礎日数で提出したことが分かった。

A社における源泉徴収簿兼賃金台帳等の資料を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者は育児休業期間中であり、当該期間に係る標準報酬月額は、14万2,000円と記録されている。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者に係る平成30年の算定基礎届を見ると、同年4月から同年6月までの各月の支払基礎日数は全て17日以上の日数が記載されているが、A社は、請求者に係る当該算定基礎届の支払基礎日数を誤って届出した旨回答しており、同社から提出された同年の請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となるのは、支払基礎日数が17日以上と認められる同年4月のみであることから、請求期間の標準報酬月額は、同年4月の報酬月額から28万円と決定することが妥当であると認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200663号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失日が昭和62年10月30日となっているが、同社には同年10月31日まで勤務していたので、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされている。

請求者から提出された退職届及び覚書を確認すると、請求者のA社における退職年月日が昭和62年10月31日であることがうかがえるものの、同社は既に清算終了しており、同社の元事業主は死亡している上、同社の元取締役は同社に係る資料は廃棄処分している旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を同社等から確認することができない。

また、請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答はなかった。

さらに、請求者の請求期間に係る住所地のB市は、請求者の請求期間に係る課税資料は保存年数を過ぎているため確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を課税資料から確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200661号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成31年4月15日の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

平成31年4月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年4月15日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成31年賞与(3月)勤怠支給控除一覧表により、請求者が、請求期間において標準賞与額4万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成30年\*月\*日から平成31年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が当該申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の平成31年賞与(3月)勤怠支給控除一覧表から、4万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200494号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300002号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和62年3月まで

請求期間当時、私は大学生であったが、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨、両親から聞かされており、手元には「初めて被保険者となった日」として、請求期間の始期が記載された年金手帳もあることから、国民年金の加入手続及び保険料納付とも両親のいずれかが行ってくれていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(\*) (以下「記号番号①」という。)は、昭和57年9月18日に払い出されているが、記号番号①に係る国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において確認できる「20才、職権」及び「58.4.30、取得取消、学生」のゴム印及び記号番号①の前後の記号番号に係る被保険者の記録状況から判断すると、当時学生は任意加入であったところ、A市は請求者について、当初は20歳到達に伴い国民年金の強制加入被保険者として職権適用したものの、後に学生と判明したために取得取消の処理を行ったと考えられ、記号番号①に係る国民年金保険料収滞納一覧表においても請求期間に係る国民年金保険料の納付を確認することはできない。

また、請求期間当時、大学生であった請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住所地において国民年金の任意加入被保険者となる申出を行う必要があるが、前述の記号番号①が記載されている年金手帳を見ると、請求者が20歳に到達した日をもって強制加入被保険者となった旨の記載が確認できる一方、請求者が任意加入被保険者となる申出を行ったことは確認できず、前述の被保険者名簿の記載内容と整合している。

さらに、オンライン記録によると、請求者に対して記号番号①とは別の国民年金手帳記号番号(\*) (以下「記号番号②」という。)が払い出されているが、記号番号②において初めて被保険者となった日は平成2年4月29日とされており、当該被保険者資格の処理日は、平成8年4月24日であることを踏まえると、記号番号②に係る加入手続は、平成8年4月頃であったと推認できるところ、当該加入手続時点において、請求者又は請求者の父母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を時効により納付することができない。

加えて、請求者又は請求者の父母が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号①及び②とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったB県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者は、自身の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父母は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金に係る加入状況等を確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200629号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300010号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年8月25日は9万6,000円、平成16年2月25日は6万3,000円及び同年8月25日は9万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から③までの各期間に係る賞与支払記録がないことが分かった。

私が保管するA社の請求期間①から③までの各期間に係る給与明細書を見ると、賞与(半期インセンティブ)が給与と一緒に支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、当該各期間に係る記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、請求者から提出された給与明細書、預金通帳、給与所得の源泉徴収票、B市から提出された課税資料及びA社の元代表清算人から提出された資料により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書及び元代表清算人から提出された資料により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万6,000円、請求期間②は6万3,000円及び請求期間③は9万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年に解散している上、解散当時の代表取締役からは、当該各期間に係る請求者の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200610号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300011号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年9月1日から昭和43年10月16日まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和36年9月1日に入社、同社が経営するC店でD職として勤務し、昭和43年10月15日に同社を退職した。

しかし、年金記録において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和40年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち昭和36年9月1日から昭和40年3月19日までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所でない。

また、商業登記の記録において、A社は、昭和38年10月3日に会社設立していることが確認できるところ、会社設立当時の代表取締役等は、死亡又は所在が特定できないことから、当該代表取締役等に対し、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無、同社設立前の事業実態及び厚生年金保険の適用状況等について照会することができない。

さらに、B社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、不明である旨回答している上、同社の担当者は、A社が法人となる前の、個人事業主としての創業年度など事業状況について、当時の事業主は死亡しており、また、当時を知る者は現状社内にはいないため、何も分からない旨陳述している。

加えて、請求者は、A社における複数の同僚及び上司の氏名を挙げるものの、それぞれ死亡又は所在が特定できないため、請求者について照会することができず、オンライン記録により、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在の判明した被保険者に、請求者について照会したものの、請求者を知る旨回答及び陳述するものはおらず、請求者の同社における勤務実態について確認することができない。

また、請求者は、A社において、同じ寮に住み、同じ職種(D職)で勤務したとする同僚3人の氏名を挙げるものの、請求期間に当該3人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、前述の同社における同僚照会において、元従業員一人は、同社のC店で勤務していた知人は同社に1年くらい勤務していたが、見習い期間等の取扱いがされたのか、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険被保険者の記録がないと言っており、詳細は不明だが人によって厚生年金保険加入の取扱いが違っていただようである旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200657号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300003号

## 第1 結論

昭和46年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和47年3月まで

国(厚生労働省)の記録では、請求期間について、私の母(訂正請求記録の対象者)の国民年金保険料が未納と記録されているが、母の国民年金手帳を見ると、請求期間のうち昭和46年7月から昭和47年3月までの期間については、保険料を納付した旨の検認印が押印されている。また、請求期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間についても、その前後の期間と同じように、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち昭和46年7月から昭和47年3月までの期間について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳の検認記録欄を見ると、当該期間に係る国民年金保険料が現年度納付された旨の検認印が押印されていることが確認できることから、日本年金機構は、当該検認記録について、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者台帳への転記を漏らしたものである旨回答している。

また、請求期間のうち昭和46年4月から同年6月までの期間について、前述の国民年金手帳の当該各月の検認記録欄に朱線が引かれていることが確認できることから、日本年金機構は、当時の国民年金社会保険事務所事務取扱準則第58条第1項第3号及び国民年金市町村事務取扱準則第28条第1項第3号に規定されている、複数の月について印紙納付があった場合、検認台紙欄の納付があった期間に朱線を引く最後の月に検認印を押印する処理と検認印の押印方法には差異があるが、他に朱線を引く処理の規定が見当たらないとの理由から、当該国民年金手帳の検認記録欄に朱線が引かれている当該期間については国民年金保険料が納付されていた可能性が高いと考える旨回答している。

さらに、請求期間は短期間の1か所のみである上、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和37年4月以降の国民年金被保険者期間について、請求期間の前後の期間を含めて、全て国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200635号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300004号

## 第1 結論

昭和58年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

平成8年に新築マンションを購入するため、年金住宅融資借入の申込を行った。加入期間10年以上の融資金額を受けたかったが、同年春頃時点において、厚生年金保険の加入期間が9年しかないことが分かった。A市B区役所で事情を説明したところ、請求期間の国民年金保険料未納分をすべて納めるようアドバイスを受け、その日のうちに、同区役所において、納付書によらず現金のみで、当該期間の国民年金保険料として約40万円を納付した。その後、加入期間10年以上の融資が認められた。

しかし、年金記録において、請求期間は、国民年金保険料未納期間と記録されている。融資対象者資料及び融資証明書を添付するので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成8年春頃に、A市B区役所において、納付書によらず、請求期間の国民年金保険料として現金約40万円を納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日(昭和58年4月21日)に係る処理日は平成12年5月23日であることから、請求者が納付したとする平成8年当時において、請求者は国民年金に未加入である上、国民年金法の保険料納付の時効(2年)の規定により、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号とは別に国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索等を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。